

# 新庁舎建設基本計画（案）に関する

## 審議資料

（平成 27 年 11 月 20 日）



### 3. 建築計画条件の検討

#### (1) 新庁舎の規模検討

##### ① 行財政計画に基づく職員数の設定

- ・平成 39 年度の新庁舎勤務職員数として規模算定
- ・平成 39 年度課長以下職員数<sup>※</sup>：717 人、本庁内職員数：367 人 ※職員＋臨時職員
- ・特別職（市長・副市長・教育長）：3 人

※ 非常勤臨時職員を除いた職員数

##### ② 新庁舎の延べ床面積の検討

ア. 総務省の地方債同意等基準に基づく庁舎標準面積

イ. 国土交通省新営庁舎基準による算定

ウ. 類似規模の都市による新庁舎面積の比較

##### ③ 新庁舎延べ床面積の設定

以上の算定結果より、床面積を比較すると下表となる。

表 3-4 各算定根拠別の庁舎延べ床面積の比較

算定根拠	延べ床面積合計
ア. 総務省地方債同意等基準	12,700 m <sup>2</sup>
イ. 国土交通省新営庁舎基準	10,100 m <sup>2</sup>
ウ. 類似規模の都市による新庁舎面積	9,700～12,700 m <sup>2</sup>

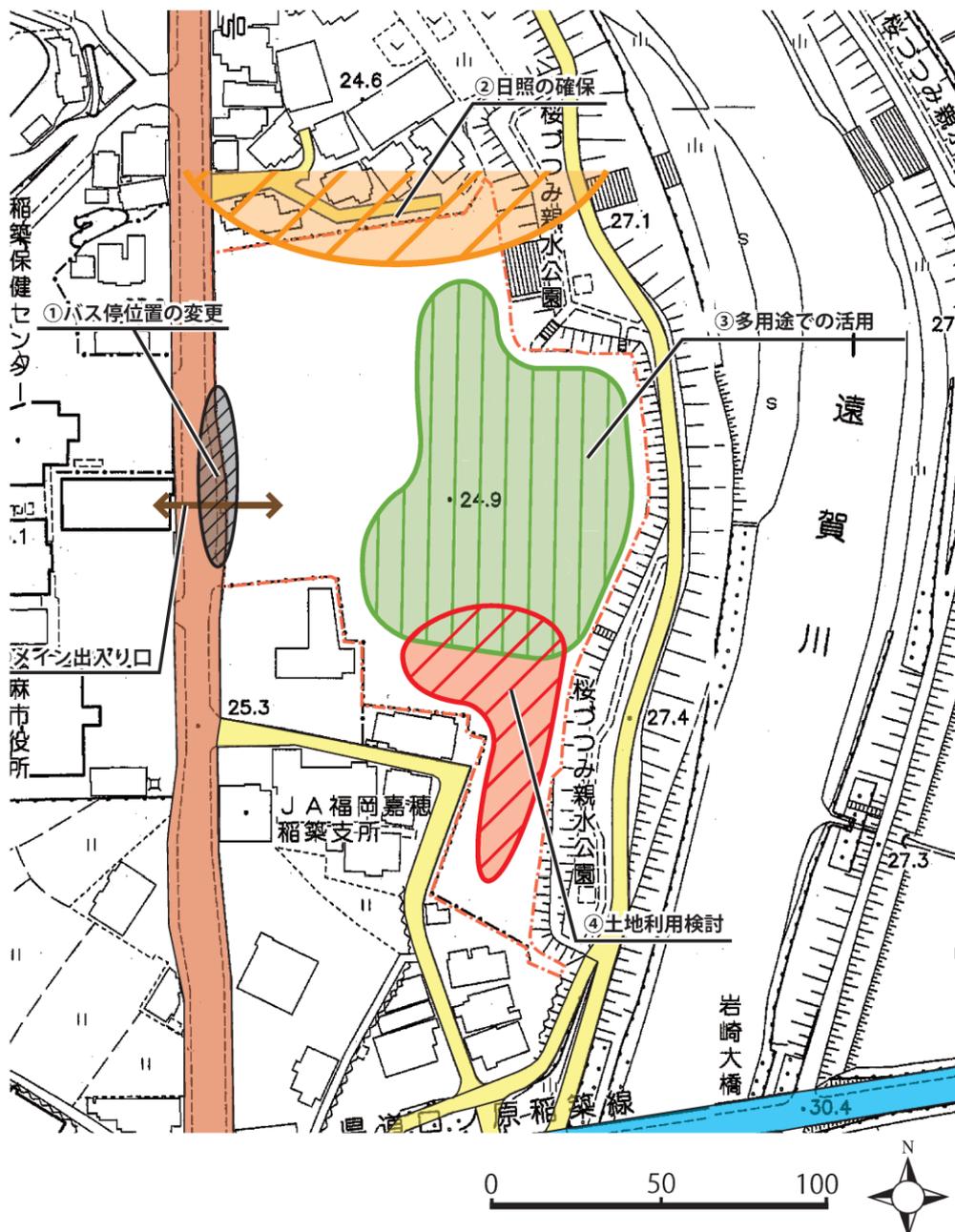
新庁舎の面積は、「イ. 国土交通省新営庁舎基準」を基準として計画を進めることとする。

## (2) 建設地における建設条件の分析

敷地の諸条件をまとめると次図のとおりである。新庁舎を建設する上で、次のような点に配慮する必要がある。

- ①建設地の主要出入口は、国道 211 号である。主要出入口の位置は、現況のバス停付近となるため、バス停の位置の変更を行う必要がある。
- ②建設地北側住宅地の日照を確保するため、庁舎との離隔距離について考慮する。
- ③建設地において東側の遠賀川、親水公園などと隣接した範囲は、景観との調和を図り、市民交流や防災機能等、多用途での活用を検討する。
- ④建設地南側部分は、駐車場等による土地利用を検討する。

図 3-1 建設条件の整理



### (3) ゾーニングの考え方

#### ①新庁舎

- ・敷地西側の歩道空間への圧迫感を与えない計画とする。
  - ・敷地北側の住宅地の日照を確保する。
  - ・災害時に備えて、物資等の仕分等の作業可能な配置とする。
- 以上より、新庁舎は敷地中央部に配置することが望ましい。

#### ②多目的広場

- ・親水公園、河川空間と一体的に利用が可能な配置を行う。
  - ・イベント開催時においては、新庁舎利用者との動線と交差しない配置とする。
- 以上の点から、周辺環境と調和し、かつ防災拠点として利用しやすいよう庁舎と隣接して配置することが望ましい。

#### ③前庭（エントランス）

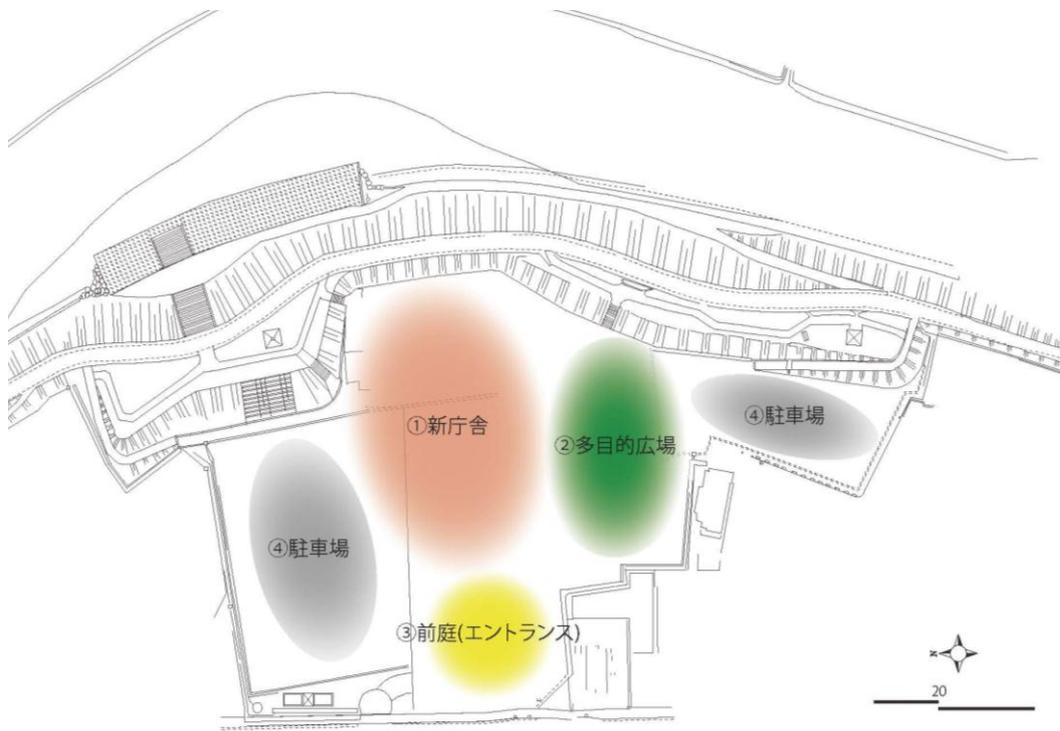
- ・国道 211 号から新庁舎への歩行者のアクセスを考慮し、敷地西側へ前庭（エントランス）を配置することが望ましい。

#### ④駐車場

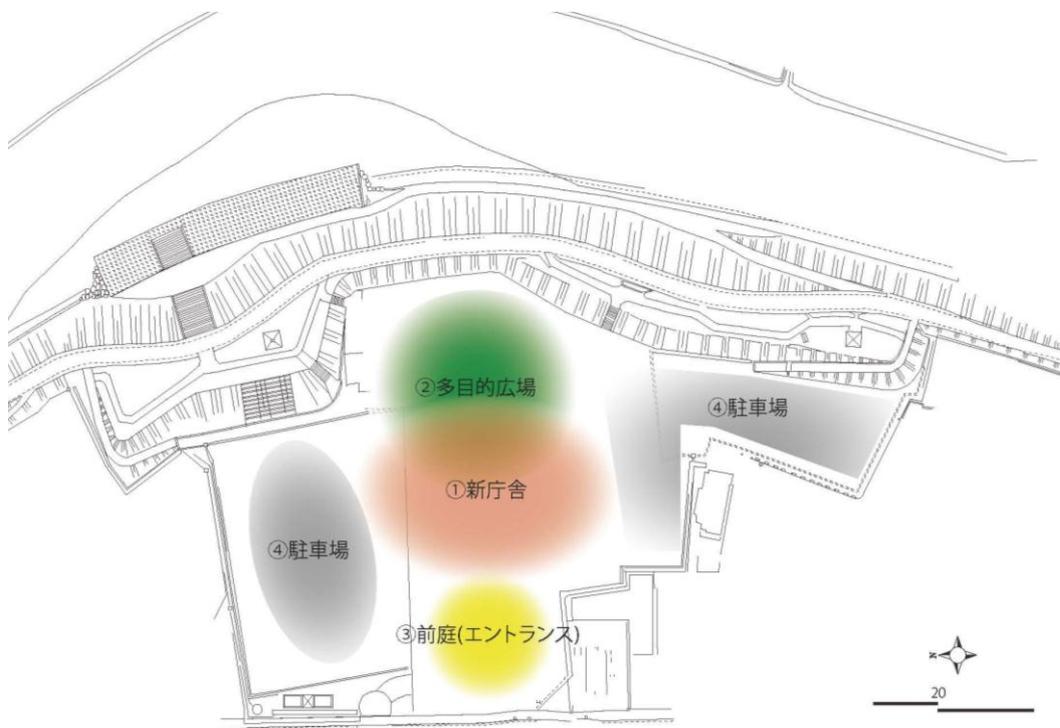
- ・動線の交差を避けるため、基本的にゾーニングを区分することが望ましい。

図3-2 ゾーニング図

【ケース1】



【ケース2】



#### (4) 配置計画の比較検討

第4回審議会 資料19で配布

#### (5) 新庁舎の機能の考え方

##### ①行政機能

- ・効率的に業務が遂行できる執務空間とするため、次のような事項に配慮する。  
(配慮すべきポイント)
- ・将来の組織再編成や電子化等に対応できる執務空間とする。
- ・総務関係等、日常的に業務の協議連携が行われる部署は、そのグルーピングを考慮した配置を検討する。
- ・職員と来庁者の動線が頻繁に交差しないような部署等の配置に配慮する。
- ・業務のための打合せ・会議のスペース、書類等の保管スペースを確保する。

##### ②窓口機能

- ・窓口は市民の利用頻度が高い場所となるため、次のような事項に配慮する。  
(配慮すべきポイント)
- ・高齢者、障がい者、子ども連れの方々にとっても安心して利用できるような動線等に配慮し、分かりやすい配置とする。
- ・住民票、戸籍、税務諸証明、年金などは同一フロアで円滑に手続きを済ませることができる配置とする。
- ・各部署で窓口業務が必要な機能は、できる限り低層部に配置する。
- ・相談室の設置など、プライバシーの保護に配慮する。

##### ③市民利用機能

- ・行政及び市民が多目的に利用できる空間を設置する等、市民がより身近に感じられる庁舎を計画する。  
(配慮すべきポイント)
- ・市民交流や市政の情報発信・市のイベント等に利用できるような使いやすいスペースを確保する。
- ・待合スペース、ロビーの周辺には、多目的トイレや授乳室等、高齢者、障がい者、子ども連れの方々に配慮した機能を設置する。

##### ④意思決定機能

- ・行政の中核機関として、議会と密に連携し、円滑に意思決定できる空間構成を計画する。  
(配慮すべきポイント)
- ・市長、副市長は近接した配置とする。
- ・会計管理者は、会計処理部門に近接した配置とする。

### ⑤議会機能

- ・議場や議員控室は、十分に議会機能が発揮できる空間を確保する。また、傍聴しやすい動線等、市民に開かれた空間を計画する。

(配慮すべきポイント)

- ・議員定数 18 名に対応した議場、委員会室、会議室、議員控室などを適切に配置する。
- ・傍聴席は、高齢者、障がい者、子ども連れの方々の利用に配慮する。

### ⑥防災機能

- ・本庁舎は、災害時には「災害対策本部」となることから、災害に対応できる機能を備えるものとする。

(配慮すべきポイント)

- ・防災拠点として機能を保持できる構造とする。
- ・広場を防災訓練、体験学習等を行う空間として活用することを検討する。

### ⑦駐車場機能

- ・来客用、公用車、職員用の各駐車場の配置は、できる限り動線が交差しない配置とする。
- ・駐車場は、基本的に平面駐車とする。

(配慮すべきポイント)

- ・障がい者用の駐車場区画（12 台）は、庁舎の出入口付近に配置する。
- ・出入口には、来客用、公用車用などわかりやすい案内表示を設置する。

### ⑧その他機能

(福利厚生機能)

- ・職員の休憩や更衣室等を設置する。

(生活利便機能)

- ・来庁者や職員などの利便性向上のため、金融機関の A T M、自販機等を設置する。

### (6) 部署配置の考え方

新庁舎に配置する部署について、市民サービスに直結する窓口、相談、情報提供などの機能を低層階に分かりやすく配置することで利便性の向上を図る。

表 3-6 新庁舎において望ましい部署配置

高層階に配置	課 名	
	特 別 職	産 業 振 興 課
	人 事 秘 書 課	住 宅 課
	総 務 課	都 市 計 画 課
	防 災 対 策 課	土 木 課
	地 域 情 報 課	学 校 教 育 課
	企 画 調 整 課	生 涯 学 習 課
	男 女 共 同 参 画 推 進 室	ス ポ ー ツ 振 興 課
	財 政 課	議 会 事 務 局
	庁 舎 ・ 交 通 体 系 対 策 室	監 査 委 員 事 務 局
	人 権 ・ 同 和 対 策 室	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
	農 林 整 備 課	農 業 委 員 会 事 務 局
低層階に配置	課 名	
	市 民 課	社 会 福 祉 課
	税 務 課	こ だ も 育 成 課
	収 納 対 策 室	保 護 課
	環 境 課	会 計 課
	健 康 課	水 道 局
高 齢 者 介 護 課		

※ 組織については、平成27年11月時点での組織構成